

年金 関係

個人番号による情報連携の 本格運用が開始されました

年金関係の個人番号を利用した情報連携は、本年4月から試行運用されていましたが、7月より本格運用が開始されました。

これまで年金の請求手続き等に必要だった書類が、原則として省略できるようになりました。



省略できる書類

- 住民票
- 所得証明書
- 雇用保険被保険者証